

半田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十号

半田市介護保険条例の一部を改正する条例

半田市介護保険条例（平成十二年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同項第一号中「三万二百四十円」を「三万四千三百六十円」に改め、同項第二号中「四万六千三百七十円」を「五万七千七百三十円」に改め、同項第三号中「五万四百円」を「五万二千百十円」に改め、同項第四号中「五万五千七百八十円」を「六万二千六百八十円」に改め、同項第五号中「六万七千二百円」を「七万五千五百二十円」に改め、同項第六号中「七万七千二百八十円」を「八万六千八百五十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第七号中「九万七千二百円」を「十万九千九百六十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第八号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第九号中「十二万九百六十円」を「十三万五千九百五十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第十号中「十三万四千四百円」を「十五万五千円」に改め、同号口中「又は次号口に該当する者を除く。）」を「、次号口又は第十二号口に該当する者を除く。）」に改め、同項第十一号中「十四万千二百円」を「十五万八千六百円」に改め、同号イ中「千万円」を「八百万円」に改め、同号口中「部分を除く。）」の次に「又は次号口」を加え、同項第十二号を次のように改める。

十二 次のいずれかに該当する者 十七万三千七百十円

イ 合計所得金額が千万円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条

第一項第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第五条第一項に次の一号を加える。

十三 前各号のいずれにも該当しない者 十八万二千二百六十円

第五条第二項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「二万百六十円」を「二万千五百二十円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「三万三千六百円」を「三万六千六百三十円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「四万七千四十円」を「五万千七百三十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。